

低公害車導入促進助成金交付要綱

（目 的）

第1条 この要綱は、一般社団法人千葉県トラック協会（以下「千ト協」という。）の会員事業者（以下「事業者」という。）が、低公害車を導入した場合、導入費用の一部を助成することとし、事業者の行う窒素酸化物及び粒子状物質、二酸化炭素の排出削減といった、環境対策を奨励することを目的とする。

（助成対象者）

第2条 助成対象者は、会費の未納のない事業者とする。

（助成対象車両）

第3条 助成対象車両は、車両総重量2.5t超の下記車両とする。

※1. 2. は初度登録の車両

1. 天然ガス自動車（バイフューエル車を含む）
2. ハイブリッド自動車
3. 天然ガス自動車（使用過程にあるディーゼル車からの改造）

（車両の登録）

第4条 助成金の対象となる車両は、平成28年4月1日から平成29年3月17日までに車両登録し、支払い、又は、リース契約を完了したものとする。

尚、割賦販売等により、車両の所有権が留保されたもの、手形により支払われたもの及び転貸リースにより導入された車両は対象外とする。

（助成金額）

第5条 助成金額は別表に定める。

（交付申請）

第6条 助成金の交付を受けようとする事業者は、「低公害車導入促進助成金交付申請書」により、平成29年1月31日までに申請を行うものとする。

但し、原則として当該年度の予算を超えた場合は、その時点で終了とする。

2. 前項の申請には、千ト協の定める必要書類を添付するものとする。

（導入実績報告及び助成金の請求）

第7条 購入による導入の場合は、「低公害車導入促進助成事業実績報告書(購入)」により、リースによる導入の場合は、リース契約元が「低公害車導入促進助成事業実績報告書(請求書)」により実績報告をし、助成金の請求を行うものとする。

(助成金の交付)

第8条 千ト協は、助成事業実績報告があった場合は、その内容を審査し、妥当と認められる場合には、原則として予算の範囲内で助成金を交付するものとする。

(申請の変更・取下げ)

第9条 交付決定後、申請の内容について変更、辞退及び事業の遂行が困難になったときは、速やかに千ト協が定める用紙を提出するものとする。

(交付決定の取消と助成金の返還)

第10条 事業者は関係法令等に従い、善良な管理者の注意をもって、導入した車両を管理しなければならない。

2. 事業者又は交付の対象となった車両が、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、千ト協は当該車両に係る助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

但し、当該車両が初度登録の日から起算して法定耐用年数を経過したとき以降に発生したものについてはこの限りではない。

1) 助成金の交付の決定の内容もしくはこれに付した条件、その他法令もしくはこれに基づく処分に違反したとき。

2) 事故又は火災等により当該車両が使用できなくなったとき。

3) 差し押さえ又は競売等により当該車両が使用できなくなったとき。

4) 事業者が千ト協を脱退したとき。

3. 前項の場合において、当該取消し等に係る助成金が既に事業者へ交付されているときは、千ト協は事業者に対し期限を定めてその返還を求めることができる。

(財産の処分の制限)

第11条 事業者は交付対象となった車両が、初度登録の日から起算して法定耐用年数を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。

但し、あらかじめ千ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、その運用に関して必要がある場合には、別に定めるものとする。

(附 則) 本要綱は、平成 1 9 年 4 月 1 日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成 2 0 年 4 月 1 日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成 2 1 年 4 月 1 日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成 2 2 年 4 月 1 日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成 2 3 年 4 月 1 日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成 2 4 年 4 月 1 日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成 2 6 年 4 月 1 日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成 2 7 年 4 月 1 日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成 2 8 年 4 月 1 日より実施する。

○天然ガス自動車（新車）

(リース、購入)

価格差の 6 分の 1

最大積載量	価 格 差	助 成 額
2 t クラス	8 0 0 , 0 0 0 円	1 3 4 , 0 0 0 円
4 t クラス	3 , 0 0 0 , 0 0 0 円	5 0 0 , 0 0 0 円

○天然ガス自動車（新車）

(リース、購入)

定額助成

車両総重量	助 成 額
2 5 t クラス	5 0 0 , 0 0 0 円

○ハイブリッド

(リース、購入)

価格差の 8 分の 1

最大積載量	価 格 差	助 成 額
2 t クラス	7 7 0 , 0 0 0 円	9 7 , 0 0 0 円
4 t クラス	2 , 6 8 0 , 0 0 0 円	3 3 5 , 0 0 0 円

○天然ガス自動車（使用過程車改造）※最大積載量を問わず定額助成

最大積載量	改 造 費	助 成 額
2 t クラス	8 0 0 , 0 0 0 円	1 0 0 , 0 0 0 円
4 t クラス	3 , 0 0 0 , 0 0 0 円	1 0 0 , 0 0 0 円

※ 1 いずれも、消費税及び地方消費税は助成の対象外とする。

※ 2 地方自治体の補助がある場合、千ト協と全ト協のそれぞれの助成額から減額することができる。

※ 3 定めのない車種の助成金交付額は、個別に判断する。